

○下諏訪町結婚新生活支援施設設置条例

平成30年9月21日

町条例第20号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、結婚により町内で新たに生活を営む者を支援するため、結婚新生活支援施設（以下「結婚支援施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 結婚支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
結婚新生活支援施設	下諏訪町社7001番地

(業務)

第3条 結婚支援施設において行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 結婚新生活支援に関すること。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。